

挨拶

近年、児童生徒を取り巻く生活環境や社会状況の急激な変化に伴い、児童生徒の心身の健康に関わる様々な課題が山積しております。

各学校においては、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関わる課題、性に関する課題、さらには、生活習慣病や食物アレルギーに関わる課題など、継続的な取組が必要とされる課題が顕在化し、課題解決の取組に当たっては、学校、家庭、地域の共通理解に基づく迅速かつ、きめ細やかな対応が不可欠となっています。

こうした中、埼玉県教育委員会では、平成30年度、文部科学省の委託を受け、学校保健総合支援事業「養護教諭育成支援事業」を進めてまいりました。本事業は、学校保健の中核となる養護教諭のさらなる資質向上のための取組を行い、その成果を県内に広めていくものであります。

具体的な取組としては、養護教諭の免許状に関する教職課程の認定を受けた大学の協力を得て、「養護教諭育成支援事業連絡協議会」及び「調査研究委員会」を設置し、埼玉県教育委員会が平成30年2月に作成した「埼玉県教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】」（以下、育成指標）の具現化のための方策を検討しました。学識経験者や専門家から様々な指導助言をいただき、このたび、幅広い視点からの意見を反映させた報告書を作成することができました。

本報告書を今後の埼玉県における学校保健充実のために、各地域、学校において御活用いただければ幸いです。

結びに、本事業の円滑な推進に御尽力いただきました各関係機関、団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成31年2月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

伊藤 治也

目 次

I	はじめに	1
II	平成30年度学校保健総合支援事業（養護教諭育成支援事業）	
1	連絡協議会の設置	3
2	調査研究委員会の設置	3
3	事業の成果	3
4	今後の課題	3
III	教員等の資質向上に関する育成指標の活用 ～日々の実践や研修に育成指標を生かす・活用チェックリスト～	
1	目的	4
2	活用の手順・使い方	4
3	日々の実践に指標を生かす 活用チェックリスト	6
4	関連法規・答申の抜粋	8
IV	現職研修の整理と「教員等の資質向上に関する指標」の関連	
1	目的	10
2	活用の手順・使い方	10
3	現職研修の整理と「教員等の資質向上に関する指標」との関連について	12
V	現代的な健康課題の解決と必要な資質・能力を振り返る演習シート	
1	目的	13
2	活用の手順・使い方	13
3	現代的健康課題への対応 —チーム学校の視点から進める課題解決を体験的に学ぶ— ・課題解決演習シート	21
	・課題解決演習シート記入例	22
V	教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】	23
VI	平成30年度養護教諭育成支援事業連絡協議会設置要綱	25
VII	平成30年度養護教諭育成支援事業実施要項	27
VIII	平成30年度養護教諭育成支援事業委員名簿	28



I はじめに

近年、児童生徒の現代的健康課題はますます複雑化・多様化している。学校がこれらの問題を解決するためには、学校保健の体制等の改善が不可欠である。すなわち、教師単独での対応を超え、校内、校外の専門家や専門機関とのチームによる組織的な活動が必要となる。とりわけ、最近の審議会答申などの指摘では次の視点からの期待が寄せられている。

①養護教諭は、従来、専門性を生かした対応に加えて学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を担うこと ②多様な問題や複雑化した子供たちへの問題解決のために関係職員や専門家等とのコーディネーターの役割を果たすこと ③保健室は救急処置や健康診断等の役割と共に学校保健活動のセンター的役割を果たすこと、である。

すなわち「保健室は、存在から機能する保健室」（平成 20 年中央教育審議会答申）であり、「大きく変わる養護教諭」、「大きく変わる保健室」と言えよう。まさに発想の転換が必要である。このたびの埼玉県の子育て支援指標はこれらの視点を十分に踏まえ作成されたものである。

子育て支援指標の活用のため、埼玉県に設置された調査研究委員会では、文部科学省の学校保健推進事業「養護教諭育成支援事業」を受託し、「子育て支援指標の具現化を図る」ことをねらいとして事業を進めた。示された資質・能力を現場の養護教諭一人一人が日々の実践に活用することは、子供たちの生きる力に寄与するものである。

なお、本報告書は、養護教諭の資質・能力について抽象から具体とするためのものであり、本委員会では子育て支援指標の資質・能力の具現化のための切り口として「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援―養護教諭の役割を中心に―」（文部科学省）を参考に以下3つの作業を行った。

一つ目の作業は 子育て支援指標を「わかる（理解目標）」、「できる（行動目標）」の用語で示し、養護教諭が日々の実践に活用しやすい表現とした。さらに、それが日々の実践に照らして客観的振り返り、自己の資質・能力の把握と課題を認識し今後の実践意欲につなぐチェックシートの作成である。

二つ目の作業は、県の年次研修等で設定されている行政レベルの研修プログラムの内容と子育て支援指標の内容を相互分析し、すでに設定されている内容、不足している内容、さらにステージ毎の適切な設定時期等を検討し、これからの研修内容と研修計画に反映させること。

三つ目の作業は、第1の育成指標の振り返りと第2の行政レベル（集団）を現場の養護教諭が個のレベルに必要な資質・能力を確認、検証すべく演習シートの開発を試みた。

演習シートは、必要な資質・能力を個のレベルとして具現化するために文部科学省の報告書に示された課題解決のステップを参考に自校で抱えている心身の現代的課題解決の手順を設定した。

このシートの特徴は ①養護教諭が事項の課題解決の方策を具体化 ②チームとしての取組の必要性の確認 ③それぞれの専門を活かした連携の在り方とコーディネーター的役割の明確化 ④一連の対応からこれからの教育活動全般への繋がり ⑤課題解決に必要とする資質・能力と育成指標の相互の比較検討等である。

これらの一連の流れを通して自校の課題解決の手順と自身に必要な資質・能力について振り返ることができるように工夫した。特に本報告書の特徴は「児童生徒の健康を保持増進する全ての活動」にあたる養護教諭の対応がそこで終結するのではなく、以後の教育活動につなぐプロセスが極めて重要であると考えたことである。

本報告書を養護教諭一人一人が活用することにより、その先の子供たちの生きる力に寄与できれば幸いである。

結びにこれまで御指導いただいた埼玉県教育委員会保健体育課長をはじめ関係の皆様へ深甚の謝意を表する次第である。

平成31年2月

平成30年度 埼玉県「養護教諭育成支援事業」

調査研究委員会委員長 三木 とみ子（女子栄養大学 名誉教授）

Ⅱ 平成30年度学校保健総合支援事業(養護教諭育成支援事業)

1 連絡協議会の設置

埼玉県教育委員会に、養護教諭の免許状に関する教職課程の認定を受けた大学関係者、学校関係者、医療関係者、関係機関職員等で構成する養護教諭育成支援事業連絡協議会を設置し、事業の検討や効果の検証・分析等を行う。

- (1) 「養護教諭育成支援事業」を推進するための方針の協議、検討を行う。
- (2) 「養護教諭育成支援事業」を推進するために係る取組の検討を行う。
- (3) 「養護教諭育成支援事業」における成果の検証及び普及を行う。

2 調査研究委員会の設置

「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」は、「養護教諭育成支援事業連絡協議会」の指導助言を受けて、埼玉県の養護教諭の養成・採用・研修各段階における資質向上策について調査研究を実施する。

- (1) 調査研究委員会との連絡調整は、事務局が養護教諭育成支援事業連絡協議会の指導・助言を受けながら行う。
- (2) 「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」は、事業報告書を作成する。

3 事業の成果

- (1) 養護教諭一人一人が自分の現状を把握し、資質向上を目指すため具体的な方策を確認できるよう「教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】」に基づく、「日々の実践に活かす活用チェックリスト」を作成した。
- (2) 主体的・計画的に研修を受講することができるよう埼玉県で行われている「養護教諭の年次研修」と「教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】」との関連を整理して一覧表として示した。
- (3) 「現代的健康課題を抱える子どもたちへの支援～養護教諭の役割を中心として～（文部科学省 平成29年3月）における4つの課題解決ステップをもとに、6つの手順から養護教諭の役割を学び、「教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】」を確認しながら、日々の実践に役立つ演習シートを作成した。
- (4) 育成指標の具現化により、養成・採用・研修の一体化に繋がった。
- (5) 本研究により、養護教諭の専門性を具現化したことにより、養護教諭が行う現代的な健康課題解決のための実践は、その後の教育活動に繋がることがわかった。

4 今後の課題

- (1) 本事業で開発した養護教諭の役割を多面的にとらえ、子供たちの現代的健康課題に対応できる養護教諭の力量形成のための研修の機会が必要である。
- (2) 引き続き、教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】の具現化を目指し、実践を積み重ねていくことが重要である。

III 教員等の資質向上に関する育成指標の活用

～日々の実践や研修に育成指標を活かす・活用チェックリスト～

目的

児童生徒等の健康課題が、多様化・複雑化する現在、養護教諭に求められる役割は多岐にわたる。

子供たちが心身ともに健やかに、未来を生き抜く力をつけていくためにも、養護教諭が中心となって学校保健活動を推進し、校内外の関係者と適切かつ円滑な連携を図っていくことが重要である。そのためにも、それぞれの経験、年齢に応じて、学びを深め実践し、資質・能力を向上していくことが求められている。

「教員等の資質向上に関する指標」は、職責、経験及び適性に応じて教員等の資質・能力の向上を図ることを目的として策定された。養護教諭一人一人が自分の現状を把握し、より資質・能力を向上させていくための具体的な方策について日常の職務の中で確認ができるよう、「日々の実践や研修に育成指標を活かす・活用チェックリスト」を作成した。

活用の手順・使い方

【このチェックリストの特徴】

- 養護教諭の6つの専門性を示す「育成指標項目」に、「わかる」・「できる」という視点で項目リストを設けたので、自分の現状や実践を具体的に振り返ることができる。
- 現在の自分を客観的に見つめ、達成状況や養護教諭としてどのステージにいるか、また資質能力向上のために必要な事柄は何かを把握することができる。
- 気づきや目標が記録できるフィードバック欄により、自分自身の立ち位置がわかる。

【活用のタイミング・方法】

- 採用時や異動時に、自身の現状を確認し、求められていると思われる資質・能力の向上を目指すとともに、ステージアップするための目標を設定する。
- 日々、生徒等に対応する中で関連する項目を確認し、自身の実践を振り返り、改善策を検討する。
- 学年末や学期末、また保健行事の後などに関連する項目を確認し、足りないところを補い、より良くするための方策を立案する。
- 研修会等で活用する。
 - ・ 経験年数に応じた機関研修では自身の現状を項目ごとに確認し、求められているステージや資質・能力の向上を意識しながら主体的に研修を受ける。
 - ・ 校内研修の計画や評価を行う際には、育成指標を活用し、管理職等と共通理解を図り研修を進める
 - ・ 地区の養護教諭研修会等で、資質・能力の向上のために活用する。

【活用上の留意点】

- 養護教諭に求められる役割は多岐にわたっている。そのため、チェックリストは、求められる役割の内容全てを網羅しているわけではない。示された項目やチェックリストに関連した知識や技能について、各自が学びや実践を深める。
- 各ステージは、年次研修を想定して設定されているが、年齢や経験にとらわれず柔軟に捉える。
- 重複しているチェックリストは、各役割・各ステージに関連付けて考えるようにする。



コバトン

【参考文献】『埼玉県教員等の資質向上に関する指標』解説：埼玉県教育委員会（平成29年3月）

■学校教育法

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

*第四十九条、第六十条②

■学校保健安全法

(保健室) 第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

(健康相談) 第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導) 第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(略)に対して必要な助言を行うものとする。

■生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について(答申)

平成9年9月 保健体育審議会

2 健康に関する教育・学習

(1) 健康の保持増進のために必要な能力・態度の習得と健康的なライフスタイルの実現

(健康の保持増進のために必要な能力・態度の習得)

健康の価値を自らのこととして認識し、自分自身を大切にする態度の確立や、ストレスの増大を背景に心の健康問題が社会全体で増加する傾向にある中、ストレスが生じた場合の対処法などの生活技術の習得も重要である。さらに、健康問題を意識し、日常の行動に知識を生かして健康問題に対処できる能力や態度、とりわけ、健康の保持増進のために必要なことを実行し、よくないことをやめるという行動変容を実践できる能力を身に付ける必要がある。

(健康と教育・学習)

(略) このような健康教育・学習により、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識、能力、態度及び習慣を身に付けることを通じ、たくましく生きる意志と意欲、価値観を形成するなど、[生きる力]をはぐくむ。

■子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(答申)

平成20年1月 中央教育審議会

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実

(1) 養護教諭

① 養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。(略)

② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。

⑧ 子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。(略)

IV 現職研修の整理と

「教員等の資質向上に関する指標」の関連

目的

埼玉県では、採用後の養護教諭が、それぞれの経験年数に応じた力量を形成していくため、各ステージに合わせた研修を行っている。養護教諭一人一人が「教員等の資質向上に関する指標」の各項目内容を道しるべとし、主体的・計画的に研修を受講していくことができるよう、現職研修と「指標」との関連を整理し、一覧表として示した。この一覧表を活用することにより、養護教諭が自己の研修履歴を把握し、今後の研修に対し目的意識や課題をより明確にして臨むことを期待するものである。

【埼玉県養護教諭研修】

養護教諭研修は、新規採用、5年経験者(教職経験4年経過)、10年経験者(教職経験9年経過)の養護教諭に対し、現職研修の一環として、それぞれの経験に応じた研修を実施し、専門職としての実践的指導力及び使命感を養い、幅広い知見を得ることを目的に実施している。また、20年経験者については、共通研修により資質・能力の向上に努めている。

活用の手順・使い方

◎埼玉県教育委員会として

- 『現職研修の整理と「教員等の資質向上に関する指標」の関連』をもとに、講師等と連携して研修の充実に努める。
- 研修実施後は、研修受講生に対する質問紙調査等を行い、目標達成度、内容満足度等を把握することにより研修の効果を検証し、次年度の研修計画に反映させていく。

◎研修受講生に対しては…

- 研修を受ける際、自分が受ける研修が「指標」のどの項目(縦の項目、ステージ)に該当する研修であるかを確認する。
- 自身の目標や課題について考え、積極的に研修に取り組む。
- 研修後は、取り組み状況(「指標」を意識して取り組んだか)を、4段階で自己評価し、振り返る。
4:そう思う 3:どちらかといえばそう思う 2:どちらかといえばそう思わない 1:そう思わない
- 実践や校内研修の機会を積極的に活用し、求められる資質・能力を生涯にわたって高めていく。

【活用上の留意点】

- 研修の前後において、研修受講生一人一人が自ら課題を持って自律的・主体的に研修に臨むよう、定期的な活用に努める。

【評価】

- 本県の養護教諭の資質・能力の向上を図ることはもちろんのこと、学校や養護教諭等のニーズに応えること、今日的課題等に応えること、養護教諭の研究・研修の機会及び児童生徒と向き合う時間を確保することを念頭に置きながら、研修の充実と精選にあたる。

【その他】

- 校内研修においても「指標」を活用し、研修の効果を検証する。校内研修では、養護教諭一人一人が他の教員と共同しつつ、学び続けるモチベーションを維持できるよう配慮していく。
- 今後は、研修受講生の行動変容度、実践活用度、児童生徒・学校全体に与える成果等に関する追跡調査等を行うことにより、研修成果を検証する必要がある。

●埼玉県立総合教育センターの研修概要について

研修	新規採用養護教諭研修	養護教諭5年経験者研修	中堅養護教諭資質向上	20年次研修
目標	養護教諭の職務の基本事項	学校保健活動を実行できる実践力(実践知)の向上	学校保健活動の中核的な役割	最近の専門知識や幅広い教養
研修日数	校内研修 15日間 教育センター研修等 12日間 合計 27日間	教育センター研修等 5日間	校内研修 5日間 教育センター研修等 10日間 合計 15日間	教育センター研修等 1日 校内研修 1日 合計 2日間
研修内容	・実践的な研修を中心 ・演習や協議を主体とした研修 例) 上級救命講習 校種別保健室見学 県立がんセンター等 ※最終日には「目指す養護教諭像」を発表		・個々の専門性や指導力の向上を図る研修 ※最終日には「課題研究」の成果報告	・教諭等との共通研修 講演、講義等
	例) 県立高校(看護師専門養成高校)での研修等			
合同研修：年に一度、合同研修を開催し、意図的に年次の異なる研修受講生との情報交換の場を設けることで、ライフステージによって積み重ねる資質・能力の違いを感じることができる。例) 講義・協議「養護教諭が行う健康相談事例研究」等				

●研修を終えて(「育成指標」を取り入れて)

- ・研修前に「教員等の資質向上に関する指標」を示すことで、研修の最終回では、9割以上の研修受講生が、「育成指標」を意識して研修に取り組むようになったと回答していた。研修後の感想「毎回、自分のステージを意識することができた」「日々の実践にも生かしていきたい」などからも、育成指標を意識した研修が実施できたことがわかる。
- ・研修終了後、自己評価による達成状況(養護教諭の6つの専門性を示す「育成指標項目」)についても高まりが見られた。研修後の感想「自分の強みが見えてきた」「学校全体を見て行動できるようになってきた」などからも、実感している。以下に、平成30年度研修受講生の自己評価についてまとめたもの示す。

【新規採用養護教諭：30名】

第1ステージへの達成率 初回 32.2% →最終回(第12回) 60.7%

【5年経験者養護教諭：19名】

第2ステージへの達成率 初回 49.1% →最終回(第5回) 58.4%

【中堅養護教諭：31名】

第3ステージへの達成率 初回 15.6% →最終回(第10回) 55.9%

- ・「目標とするステージに達していない」「他の先生を指導していく自信が持てない」など個々の力量の差はもちろんのこと、校種による意識の違いがあることを感じている。校種を超えて積極的に関わり、互いに認めていける協議方法を工夫するなどして、今後も研修を企画していきたい。

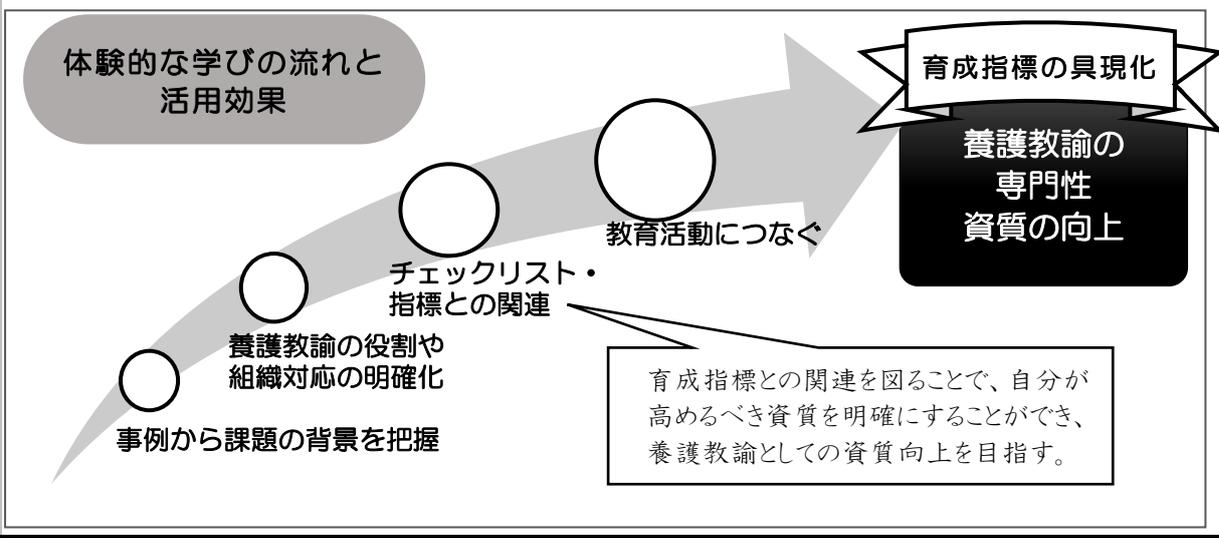


V 現代的な課題の解決と必要な資質・能力を振り返る 演習シート

目的

この演習シートは「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～（文部科学省・平成29年3月）」における4つの課題解決ステップを基に、6つの手順から養護教諭の役割を学び、児童生徒の健康課題解決に向け日々の実践に役立てることを目的としている。

さらに、育成指標と照らし合わせて自身の取組を振り返り、自分が高めるべき資質を明確にすることができ、資質の積み上げを目指すものである。



活用の手順・使い方

【活用のタイミング】自校の課題を基にした自己研修・年次研修等の演習・地域の養護部会等でのグループ演習等

【活用方法】本演習シートは、1枚の用紙に養護教諭の専門性や具体的な対応を記入し、今後の教育活動へつなげる内容を明確にすることで、養護教諭の役割や組織対応の流れが一目で把握できるようにしている。以下のように演習シートをⅠ～Ⅳのブロックに分け、ブロック毎に記入方法を示す。（演習時の目安時間 Ⅰ：20分 Ⅱ：30分 Ⅲ：5分 Ⅳ：5分）

Ⅰ 健康課題を基にした
対応の流れを記入

Ⅱ 養護教諭の
役割を記入

Ⅳ 今後につなげる
教育活動を記入

Ⅲ 教員等の資質向上に関
する指標【養護教諭】と
自身の取組を記入

I 健康課題を基にした対応の流れ

手順1 経験した事例についてエピソードの要旨を記入する。

- ・健康観察、健康相談、日常の様子、健康診断結果、担任や保護者の相談内容等について具体的に記入する。対象者の課題について把握する。【または事例集より選択】
(いつから・どのように・教室や家庭等の場面・家庭環境・校内の関係者・経過等)

手順2 事例から考えられる背景や要因を具体的に記入する。

- ・本人の特性や性格、学習面や運動面、発達の課題や心理面について情報を収集する。
- ・家庭環境や友人関係、趣味や部活動等、得意・不得意な分野の傾向をまとめ記入する。
- ・保護者の思いや希望、背景と思われる状況を箇条書きにする。

手順3 整える支援体制を記入する。校内組織（部会・委員会等）の名称を記述する。

- ・人的資源: 学年主任、教育相談主任、校長、教頭、主幹教諭、担任外(音楽専科等)、過去の担任、部活顧問、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等
- ・校内組織: 生徒指導委員会、教育相談部会、学年部会、企画委員会等

手順4 短期・長期目標、本人や保護者対応等、方針内容を具体的に記入する。

- ・本人、保護者への対応方針や外部機関との連携など、対象毎に内容を記入する。
- ・情報収集、環境調整、心身の安定など対応の目的を明確にする。
- ・長期的な目標だけでなく、短期間で達成可能な目標を具体的に記入する。

手順5 学校内や学校外の人材や連携機関を挙げ、支援や連携の内容を記入する。 連携の時期や逃してはならないタイミングを記入する。

- ・手順3のメンバーや組織について、支援内容をいつまでにどのように行うか記入する。
- ・面談票、支援シート、出席簿など実際に使用する書類名についても記入する。
- ・会議の開催や対応のタイミングについて、今後の経過を予想し記入する。

手順6 支援の方針・連携・役割分担等の評価、今後の改善策を記入する。

- ・実際に対応を行った上での反省や課題、組織的な対応について評価し記入する。
- ・方針や役割分担の変更について検討し、今後の対応について記入する。



「育成指標」と関連を図りながら
今後の教育活動につなげる

Ⅱ 養護教諭の役割(専門性・コーディネーター・資質)

1 「養護教諭としての専門性・独自性の視点から」の具体的内容

手順1 対象者の課題に気付く

- ・いつでも、誰でも(児童生徒、保護者、教職員等)相談できる保健室経営を行う。
- ・医学的な情報や現代的な健康課題について、最新の知見を学び支援に生かす。
- ・地域の関係機関の情報を収集し、連携できるような関係性を築く。
- ・地域の関係機関の連絡先や内容をリストにし、教職員に周知する。
- ・保健室にとどまらず、校内を積極的に見回することで、部活動等での児童生徒の様子や声掛けなどを通して日常の状況などを把握するよう努める。
- ・児童生徒の健康課題に速やかに対応すると共に、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。
- ・教職員へ医学的な情報や現代的な健康課題の傾向等を的確に伝える。特に日常の健康観察のポイントや、危機発生時は児童生徒が異なったサインを出すことを周知する。

手順2 背景・要因の分析

- ・保健室で得られる情報(記録・データ)や、生活リズムや食事など、心身の健康に関する要因について整理する。
- ・収集と整理をした情報を基に、専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行う。

手順3 支援チームづくり

手順4

支援方法の検討

手順5

支援の実施

- ・健康面の支援については、専門性を生かし、具体的な手法や長期目標、短期目標等について助言する。
- ・必要に応じて健康相談や保健指導を行い、把握した心身の状態や変化を校内委員会で情報提供し、支援方法の検討に生かす。
- ・保健室登校の場合は、中心となって支援にあたるが、方針方法についてチームで検討し、経過の報告相談を随時行い、組織全体で支援する。

手順6 振り返りと改善

- ・支援後の状況に変化がみられない、悪化している場合は、課題の把握が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を再度行う。
- ・支援方針や支援方法を再検討・実施するに当たり、児童生徒にとって有効なものになるか、専門性を生かして助言する。
- ・再検討された支援方針や方法に沿って支援を実施し、状態の変化を確認する。

2 「コーディネーター的役割から」の内容

養護教諭の行うコーディネートとは各手順において、養護教諭としての取組が円滑に行われるように関係者や組織の調整や進行を行うことである。

ここでは手順毎に養護教諭の職の特質や保健室の機能さらには自身の持っている情報や日頃培っている学校内外の人間関係を生かし、具体的に記入する。

手順1	対象者の課題に気付く
-----	------------

- ・児童生徒や保護者の変化に気付いたら、管理職や学級担任等に報告・連絡・相談するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等から情報も収集する。

手順2	背景・要因の分析
-----	----------

- ・学級担任や保護者から、友人関係や家庭の状況、養育歴、教職員との関係、性格、学習状況などの様々な情報を収集する。
- ・必要に応じて、関係機関等からも情報収集を行う。
- ・必要な情報を関係者と共有し、分析するための会議等の日程調整をする。

手順3	支援チームづくり	手順4	支援方法の検討	手順5	支援の実施
-----	----------	-----	---------	-----	-------

- ・支援方針・支援方法を検討する際、必要に応じて学級担任や校内委員会の中心となる教職員、学年主任等と協力する。
- ・健康面の支援については、関係機関との連携が必要な場合、学校医やSSW、SCの協力を仰ぐなど、児童生徒の実態に即した支援方針・支援方法が検討されるよう働きかける。
- ・チームは、対象事例に応じた関係者で構成する。
- ・チームのメンバーのそれぞれの専門性を生かした支援体制を構築できるよう調整する。

手順6	振り返りと改善
-----	---------

- ・支援前と支援後の心身の状態の変化などについて把握し、時系列で整理する等、客観的に理解できるように資料をまとめ、手順3で組織したチームや職員会議等で定期的に報告を行う。
- ・コーディネーターとしての振り返りの以下の視点が考えられる。
 - ① 手順1から手順5までについて取組が円滑に流れたか
 - ② 専門性を活かしたアセスメントなど養護教諭の職務の特質を活かしたか
 - ③ 関係者や関係機関の専門性を活かしたか
 - ④ SC や SSW 等との連携が円滑であったか
 - ⑤ 関係者全体で協力し、チームとしての支援が円滑に進んだか
 - ⑥ 各事例対応でわかった成果や課題を今後の教育活動につなぐ取組が可能であるか

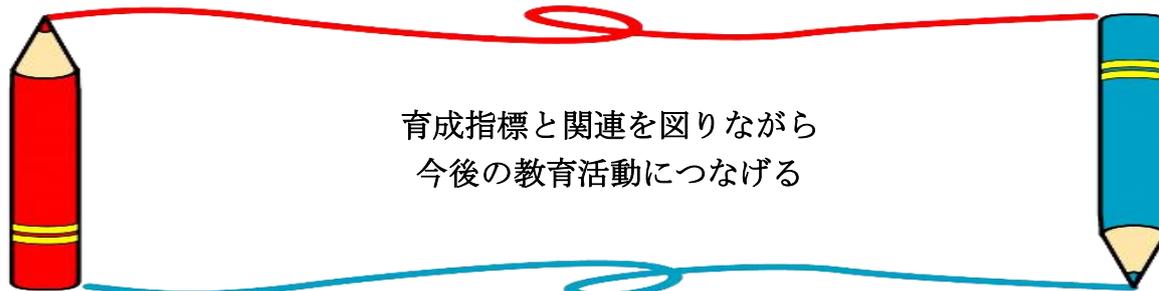
3 「必要な資質能力、保健室経営、日常の準備等」の内容

(1) 養護教諭に求められる資質能力とは

いつの時代にも必要な資質能力	社会の変化による健康の現代的課題への対応	教職員として	専門職として	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・発育発達の知識 ・発達課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集能力 ・情報処理能力 ・情報活用能力 ・指導力 ・カウンセリング能力 ・疫学的知識 ・チーム力 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育力 ・指導力 ・生徒理解力 ・連携力 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護知識、 ・救急処置知識及び技術 ・救急処置能力 ・解剖学の知識 ・心身の医学的知識 ・観察力 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育活動及び職務全体の企画力 ・マネジメント力 ・コーディネーター力 ・実行力

(2) 保健室の機能とは

- 健康診断、発育測定などを行う場としての機能
- 個人及び集団の課題解決を把握する場としての機能
- 健康情報センター的機能
- 健康教育推進のための調査及び資料の活用・保管場所としての機能
- 疾病や感染症の予防と管理を行う場としての機能
- 児童生徒が委員会活動として行う場としての機能
- 心身の健康に問題のある児童生徒等の保健指導、健康相談を行う場としての機能
- けがや病気などの児童生徒等の救急処置や休養の場としての機能
- 学校保健活動のセンター的機能



育成指標と関連を図りながら
今後の教育活動につなげる

Ⅲ 「教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】」と自身の取組の関連

育成指標の資質項目と演習シートに記入した取組との関連を見比べ項目を記入する。育成指標との関連を図りながら、今後、養護教諭として取り組む具体的な教育活動を記入する。

教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】		
保健管理	保健教育	健康相談
保健組織活動	保健室経営	学校保健活動に関する連携調整
特別な配慮を必要とする生徒等への対応	カウンセリング・教育相談対応	生徒等の問題行動への対応
外部連携	運営参画	学校安全

Ⅳ 今後の教育活動につなぐ

この演習シートの特徴として、以下の5項目があげられる。

- ① 養護教諭が自校の課題解決の方策を具現化
- ② チームとしての取り組みの必要性の確認
- ③ それぞれの専門を活かした連携の在り方とコーディネーター的役割の明確化
- ④ 一連の対応からこれからの教育活動全般への繋がり
- ⑤ 課題解決に必要とする資質・能力と育成指標の相互の比較検討等

なお、上記の5項目を整理して以下の教育活動につなぐようにすることが大切である。

< 課題対応に関連する養護教諭が教育活動例 >

- ・保健教育・・・管理と指導の一体化の観点から、健康に関する指導を行う。
- ・健康相談・・・学級担任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による学校保健安全法第8条に関する対応につなぐ。
- ・個別の保健指導・・・個別の保健指導(学校保健安全法 第9条)につなぐ。
- ・保健室経営・・・保健室が学校保健活動のセンター的役割を十分に果たすことができるように資料の保管や関係者との連携に活かす。
- ・校内研修・・・事例から学んだことや課題を共有するための研修会を開催する。
- ・保護者会・・・日頃の保健室経営や自校の健康課題などについて講話等を実施する。
- ・学校保健委員会・・・関係者に対しての情報を共有し、理解と協力を得る。
- ・講演会・・・事例と関連する現代的健康課題についての講演会などを開催。
- ・その他・・・朝会等での健康に関する指導、幼小中高等の連携、児童生徒保健委員会等の指導

【参考文献】「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」: 文部科学省, 平成 29 年 3 月

「新訂養護概説」: 三木とみ子(ぎょうせい), 平成 30 年 3 月

現代的健康課題をもとにした事例集

(ワークシート記入のための参考例)

虐待	虐待が疑われる児童への対応	小4・男
	4校時の給食時間に近づいた頃「トイレに行きたい」と言って教室から出て行くことが増えた。この時間になると教室前の廊下には、給食ワゴン車がおかれていた。4校時が終わりクラスで配膳をすると、いつもパンが1個足りなくなっていた。担任がトイレに行く時の様子を不自然に思い、行動を観察したところ、トイレへ行く前に、食パンの缶からパンを取り出し、トイレで食べていたことがわかった。「おなかすいているの？」と聞いても黙って返事をしない。着ているTシャツがいつも同じで汗臭いと担任から養護教諭に相談されていた。保健室に来る用事を作って来室を促した。首筋や耳の裏は垢で黒ずんでいた。	
いじめ	いじめから不登校へ至った児童への対応	小1・女
	腹痛を理由に学校に行きたくないと欠席が多くなった。母親と一緒に登校してきても、腹痛や気持ち悪さを訴え保健室で過ごしていた。母親が本人に問い詰めたところクラスの数名に「バイ菌」「きもい」といわれていることがわかり、担任から指導するよう学校に強く訴えた。担任は、学級で聞き取りをしたところ「バイ菌」「きもい」と呼ぶきっかけとなったのは、3週間程前の給食時間に教室で嘔吐したことであった。「バイ菌」「きもい」と言っていた児童から本人・母親へ謝らせた。しかしその後も、また教室で吐いてしまうのではないかという不安が強く、母親と一緒に校門まで登校しても、教室へ行けない日々が続いている。	
アレルギー	アナフィラキシーを起こした児童への対応	小5・男
	年度当初に実施する保健調査票のアレルギー項目に記入はなく、給食においても特に配慮はしていない児童だった。修学旅行の前にあらためて学年全員に食物アレルギー調査を実施したところ、エビ・カニの食物アレルギーが発覚した。家で夕食を食べた後に皮膚が赤くなりかゆくなるのが時々あり、夏休み中は、全身の蕁麻疹と連続する嘔吐のため救急車で医療機関へ搬送されていたことがわかった。修学旅行調査までは学校には全く連絡がなかった。	
生活習慣	ゲーム依存により昼夜逆転がみられる生徒への対応	中2・男
	始業式から2週間ほどたった頃、遅刻が続き登校後も机に覆いかぶさるような姿勢で授業に集中できないことが増えた。頭痛を訴えて保健室に来室し、ベッドに入るとすぐに熟睡してしまう日もある。家庭での様子を聞くと、最近オンラインゲームに熱中してしまい気が付くと夜中になることも増えている。母親に注意されるが親が寝た後もつい始めてしまい、相手もいるのでやめるタイミングが難しい。担任にも時間を決めてゲームをするように言われたが、楽しくてやめられない。午後になると疲れてしまい部活も休みがちになっている。	
メンタルヘルス	リストカットを繰り返す生徒への対応	中3 女
	小学校のころから特定の友達とだけ仲良く遊び、集団行動が苦手だった。部活を引退後、無気力になり勉強にも意欲がわかないため母と衝突することが多くなった。休み時間や登下校も一人で過ごすことが多い。母親は「このまま引きこもりになったら将来困る」など感情的になり口論となった。自分の部屋に入っても興奮が治まらず、規定で自分の腕を叩いて血がにじんできて、気持ちが少しやわらいだ。その後も母とケンカの際、イライラが募ると、自分の部屋で鉛筆やカッターで腕を傷つけるとすっきりするようになった。給食の配膳の際に手首の痕に気づいた友人が担任に伝え、担任が養護教諭に相談した。	
不登校	相談室登校となり30日以上欠席が続いている生徒への対応	中1・男
	小学校3年生の頃、朝登校を渋る時期があったが、6年生では仲の良い友達もいて元気に通っていた。中学校に入学し5月下旬から理由をつけては登校を渋るようになった。初めは友人関係のトラブルと思われたが、特に原因として挙げられるものはなく、本人も「なんとなくじめない」と家族にも言っていた。担任と本人、母親で面談を行い、相談室登校をすすめることにした。10時ごろ登校し相談室で簡単なワークや作業を行い、給食を食べ2時ごろ帰宅する日が続いていた。その後、発熱で数日休んだあとは全く登校できず、母親が相談員やスクールカウンセラー、適応指導教室の相談員に相談をしたが、外出に気が向かず家で過ごしている。担任が週1回訪問し、プリント類を届けるが本人は少し顔をだすもののあまり会話ができない状態となっている。	
性に関する問題	妊娠の可能性のある生徒への対応	高2・女
	授業中に腹痛・嘔吐を訴えて来室した。1ヶ月ほど前から、体育の授業を見学することが多く、体育の教員から情報提供があった生徒だった。腹痛嘔吐の症状は軽く、授業に戻ることを提案したが、なかなか席を立たずに何か言いたげで不安そうな様子だった。そのため、養護教諭から「何か心配なことはある？」と聞いた。すると、他校の男子生徒と先月、性行為があったが、避妊を拒まれたとのこと。今月の生理がなく、妊娠反応検査薬を薬局で購入して検査したところ陽性反応だった。男子生徒とは連絡が取れず、生理が遅れていることや妊娠の可能性について相談できていない。両親は教育熱心で、男女交際に関しては厳しく反対しており、誰にも話せず悩んでいた。	
貧困	外国籍の母親を持つ生活保護生徒への対応	高1・男
	体育の授業中に顔色が悪くなり、全身の力が入らないとふらつきながら教師に支えられて来室した。普段から制服の汚れや身だしなみが気になる生徒だった。長期に渡り、授業料の滞納がある生徒でもあった。体温が低く、空腹を訴えていたため、生活状況を聞いてみると、食事は一日夕食だけ。昼食は持ってこられないため昼休みは教室から離れて過ごしていた。家族は外国籍の母親と弟の3人暮らしである。母親は、日本語が話せず家から出ないため、自炊をすることはほとんどない。食事は近所のコンビニやスーパーの惣菜を購入しているが、母親から渡されるお金で買えるのは夕食分のみ。中学校までは給食でしのぐことができたが、高校生になって夕食のみの生活が続いている。	
自殺	死にたいとノートに書いている生徒への対応	高2・女
	欠席が3日続き、4日目に無断で休んだ。担任が家庭に連絡したところ、母親から「死にたいと書かれたノートが見つかった」とこととリストカットの事実を明かされた。ノートの一面に死にたいという文字がぎっしりと書かれ、数ページに及んでいるという。また、パソコンには自殺サイトを検索している履歴があった。母親は、心療内科の受診を考えたが本人が拒んでいる。「明日からちゃんと学校に行くから、先生には絶対に言わないで」と口止めされており、ノートのことが気になっているが教師に打ち明けたことが分かると自殺するのではないかと不安で、教師からのアプローチを拒否している。担任から養護教諭に情報共有と相談があった。	

『埼玉県教員等の資質向上に関する指標』解説

埼玉県教育委員会

1 「埼玉県教員等の資質向上に関する指標」策定の背景

平成29年4月に教育公務員特例法が一部改正され、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図ることを目的として「校長及び教員の資質向上に関する指標」の策定が教育委員会に義務付けられました。

2 「指標」の見方について

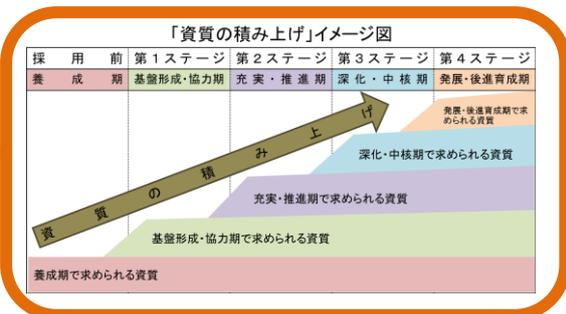
5つのステージを設定しました。「採用前」とは大学等で身に付けてほしい資質です。下段には各ステージの説明をつけています。
※各年次研修は以下のステージを想定。
初任者研修 第1ステージ
5年経験者研修 第2ステージ
中堅教諭等資質向上研修 第3ステージ
20年経験者研修 第4ステージ

全てのステージの先生方に持ち続けてほしい素養を3つにまとめました。

身に付けてほしい資質の視点として10の項目を設定しました。

各資質の項目において、前のステージの資質を身に付け、資質を積み上げていくことを示しています。

ステージ	養成期	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
素養	基礎形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期	
資質	養成期で求められる資質	基礎形成・協力期で求められる資質	充実・推進期で求められる資質	深化・中核期で求められる資質	発展・後進育成期で求められる資質
項目	1. 教育の意義と役割の理解 2. 教育の目標と内容の理解 3. 教育の過程と方法の理解 4. 教育の成果と評価の理解 5. 教育の環境と関係者の理解 6. 教育の倫理と規範の理解 7. 教育の安全と安心の確保 8. 教育の透明性と説明責任の果たし 9. 教育の公平性と差別の排除 10. 教育の持続可能性の確保	1. 教育の意義と役割の理解 2. 教育の目標と内容の理解 3. 教育の過程と方法の理解 4. 教育の成果と評価の理解 5. 教育の環境と関係者の理解 6. 教育の倫理と規範の理解 7. 教育の安全と安心の確保 8. 教育の透明性と説明責任の果たし 9. 教育の公平性と差別の排除 10. 教育の持続可能性の確保	1. 教育の意義と役割の理解 2. 教育の目標と内容の理解 3. 教育の過程と方法の理解 4. 教育の成果と評価の理解 5. 教育の環境と関係者の理解 6. 教育の倫理と規範の理解 7. 教育の安全と安心の確保 8. 教育の透明性と説明責任の果たし 9. 教育の公平性と差別の排除 10. 教育の持続可能性の確保	1. 教育の意義と役割の理解 2. 教育の目標と内容の理解 3. 教育の過程と方法の理解 4. 教育の成果と評価の理解 5. 教育の環境と関係者の理解 6. 教育の倫理と規範の理解 7. 教育の安全と安心の確保 8. 教育の透明性と説明責任の果たし 9. 教育の公平性と差別の排除 10. 教育の持続可能性の確保	1. 教育の意義と役割の理解 2. 教育の目標と内容の理解 3. 教育の過程と方法の理解 4. 教育の成果と評価の理解 5. 教育の環境と関係者の理解 6. 教育の倫理と規範の理解 7. 教育の安全と安心の確保 8. 教育の透明性と説明責任の果たし 9. 教育の公平性と差別の排除 10. 教育の持続可能性の確保



3 「指標」の活用について

(1) 校内研修における活用例

- ・話し合うテーマ（項目）を決め、各先生の現在地を確認し、異なるステージの先生をグループにして、資質向上の方法について意見交換をする。
- ・年次研修等の校内研修で、管理職と話しながら共通の目標を設定する。

(2) 自身の資質向上における活用例

- ・現在の自身のステージを、項目毎で確認し、ステージアップのための目標を設定する。
- ・年次経験者研修対象者は、自身のステージを項目毎で確認し、達していない項目の資質向上を目指す。

VI 平成30年度埼玉県「養護教諭育成支援事業連絡協議会」設置要綱

(設置)

第1条 学校保健においては養護教諭が重要な役割を担っている。埼玉県では養護教諭のさらなる資質の向上を図るため、養護教諭の免許状に関する教職課程の認定を受けた大学・短期大学の参加を必須とする協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 養護教諭育成支援事業を推進するための方針の協議、検討
- (2) 養護教諭育成支援事業を推進するために係るその他の取組の検討
- (3) 養護教諭育成支援事業における成果の検証及び普及

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。
- 3 協議会に副委員長を置き、委員の中から互選する。

(運営)

第4条 委員長は、協議会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成31年2月28日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、協議会を招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の県及び市町村等、関係機関の職員の出席を要請することができる。

(事務局)

第7条 協議会は、会務を処理するために、事務局を埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

(経費)

第8条 協議会の経費は文部科学省から交付される委託経費をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

別 表（第3条関係） 委員

大学教授
学識経験者
学校医
校長
養護教諭
県立総合教育センター指導主事
市町村教育委員会指導主事
保健体育課長
保健体育課主席指導主事

Ⅶ 平成30年度埼玉県「養護教諭育成支援事業」実施要項

1 趣旨

近年、児童生徒等の健康課題等が複雑化・多様化しており、学校保健において養護教諭が重要な役割を担っている。埼玉県では養護教諭のさらなる資質の向上を図るため、文部科学省委託 学校保健総合支援事業「養護教諭育成支援事業」を実施する。

埼玉県「養護教諭育成支援事業」は協議会を設置して、埼玉県の養護教諭の養成・採用・研修各段階における資質向上策について調査研究を実施する。

2 事業内容

- (1) 「養護教諭育成支援事業連絡協議会」を設置する。
- (2) 「養護教諭育成支援事業連絡協議会」には、「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」を設置し、教員等の資質向上に関する指標（養護教諭）の具現化のための方策を検討する。
- (3) 事業報告書を作成し、本事業の成果を埼玉県内及び全国に発信する。

3 報償費・旅費及び会場費

文部科学省の事業を受託し、本県が負担する。

4 事業実施期間

平成30年6月1日（金）～平成31年2月28日（木）まで

5 実施方法

- (1) 埼玉県教育委員会は、女子栄養大学の協力を得て「養護教諭育成支援事業連絡協議会」及び「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」を設置する。
- (2) 「養護教諭育成支援事業連絡協議会」を平成30年7月と平成31年1月に実施し「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」に指導助言を行う。
- (3) 「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」は、「養護教諭育成支援事業連絡協議会」の指導助言を受けて、埼玉県の養護教諭の養成・採用・研修各段階における資質向上策について調査研究を実施する。
- (4) 「養護教諭育成支援事業調査研究委員会」は、事業報告書を作成する。
- (5) 事業の成果は、全国に発信する。

Ⅷ 平成30年度養護教諭育成支援事業委員名簿

平成30年度埼玉県「養護教諭育成支援事業」連絡協議会委員

	推薦団体等	職名等	氏名	所属
1	女子栄養大学	教授	遠藤 伸子	
2	女子栄養大学	名誉教授	三木 とみ子	
3	一般社団法人 埼玉県医師会	常任理事	長又 則之	
4	所沢市教育委員会	指導主事	澤村 文香	
5	春日部市教育委員会	指導主事	梶村 麗子	
6	県立総合教育センター	指導主事	内山 留美子	
7	埼玉県公立小学校校長会	校長	小俣 仁司	川越市立中央小学校
8	埼玉県高等学校長協会	校長	高野 能弘	県立浦和西高等学校
9	埼玉県養護教諭会	養護教諭	佐々木 真理	戸田市立戸田第二小学校
10	埼玉県教育局	課長	伊藤 治也	県立学校部保健体育課
11	埼玉県教育局	主席指導主事	駒崎 弘匡	県立学校部保健体育課

平成30年度埼玉県「養護教諭育成支援事業」調査研究委員会委員

	推薦団体・推薦関係課・教育委員会	職名等	氏名	所属
1	女子栄養大学	名誉教授	三木 とみ子	
2	所沢市教育委員会	指導主事	澤村 文香	
3	春日部市教育委員会	指導主事	梶村 麗子	
4	県立総合教育センター	指導主事	内山 留美子	
5	埼玉県養護教諭会（小学校）	養護教諭	佐々木 真理	戸田市立戸田第二小学校
6	埼玉県養護教諭会（中学校）	養護教諭	新藤 里恵	越谷市立富士中学校
7	埼玉県養護教諭会（高等学校）	養護教諭	岩本 淡路	県立八潮南高等学校
8	埼玉県養護教諭会（特別支援学校）	養護教諭	久保田 真奈美	県立深谷はばたき特別支援学校
9	埼玉県教育局	主席指導主事	駒崎 弘匡	県立学校部保健体育課

事務局

1	埼玉県教育局県立学校部保健体育課	主幹	増田 博成
2	埼玉県教育局県立学校部保健体育課	指導主事	芦川 恵美

